

随意契約締結状況（100万円以上）

（平成29年11月）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にか かる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	X線管装置（MBR-1530A）の 修理 数量：7件 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成29年11月17日	株式会社日立製作所 ヘル スケア中国・四国支店 広島市中区十日市町9番9号 広島三井住友海上ビル3階	金16,329,600円	契約業者は当該機器を利用しているX 線照射装置の製造販売業者であり、当該 機器の製造販売が可能である唯一の業者 であることから性質又は目的が競争を許 さない時に該当するため （日本赤十字社会計規則第36条3項）	